

広島市安佐自然体験交流センター

指定管理者候補者応募要領

令和8年7月1日
広島市

<目次>

1 募集の趣旨	1
2 指定期間	1
3 指定管理者が行う業務	1
(1) 業務の範囲	
(2) 自主事業の実施	
(3) 利用促進の取組	
(4) 留意事項	
4 管理の基準	3
(1) 休所日	
(2) 開所時間	
(3) 使用の制限	
(4) 入場の制限	
(5) 行為の禁止	
(6) 関係法令等の遵守	
(7) 開所時間の延長の提案	
5 指定管理料に関する事項	4
(1) 指定管理料の上限額	
(2) 前納利用料金	
(3) 指定管理料の支払方法	
(4) 利用料金の取扱い	
6 指定の取消し等	5
7 参加資格等	5
(1) 選定基準	
(2) 参加資格	
8 スケジュール	5
9 提出書類・提出部数	5
10 その他留意事項	5
11 審査等に関する事項	6
(1) 審査方法等	
(2) 審査の対象外	
(3) 仮協定・協定の締結等	
(4) 選定結果の公表	
(5) その他	

広島市安佐自然体験交流センター指定管理者候補者応募要領

1 募集の趣旨

広島市では、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とし、指定管理者制度を導入しています。

広島市安佐自然体験交流センター（以下「自然体験交流センター」という。）指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 指定期間

令和12年3月から令和27年3月31日までの約15年間とします。

3 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲

- ア 自然体験交流センターの事業の実施に関すること。
- イ 自然体験交流センターの使用の許可に関すること。
- ウ 自然体験交流センターへの入場の制限に関すること。
- エ 自然体験交流センターの特別設備の設置の許可に関すること。
- オ 自然体験交流センターの施設等の維持管理に関すること。
- カ その他市長が定める業務

(2) 自主事業の実施

指定管理者は、事前に本市の承認を得て、施設を活用し自主事業を実施することができます。なお、ア、イに掲げる事業については、利用者の利便を図るため、必ず行ってください。また、自主事業に必要なスペースについては行政財産の目的外使用となることから、市への使用料の納付が必要となります。

- ア 利用者への食事の提供事業
- イ 指定管理業務で実施する活動プログラムに必要な資材の調達・提供（実費の徴収）事業
- ウ その他施設の利用促進、利用者の利便向上、地域の活性化等を図る事業

(3) 利用促進の取組

自然体験交流センターの利用促進を図るため本市が設定している以下の基準値を達成するための利用促進策を提案してください。

区分	基準値
令和12年度～令和13年度 (一部供用開始後)	60,700人
令和14年度～令和26年度 (全面供用開始後)	68,200人

※ 基準値における利用者数は、宿泊利用者及び日帰り利用者を合わせた数です。宿泊利用者数については、利用した日ごとの宿泊した人数と退所した日の人数を足した数（＝宿泊最終日滞在人数を含む数）とします。

例えば、100人の団体が2泊3日で利用する場合、利用した日ごとの宿泊人数（1泊目：100人、2泊目：100人）と退所した日の人数（100人）を足し、宿泊利用者数は300人となります。

地域交流室及びプレーパークについては使用許可が不要であるため、基準値に含んでいな

いことから、利用者数にカウントしないでください。

現施設の年度別利用者数の推移及び近年の月別利用者数の推移は以下のとおりです。

(年度別利用者数の推移)

年度	【青少年野外活動センター】			
	宿泊利用者数 (最終日滞在人数を除く)	宿泊最終日利用者数	日帰り利用者数	合計利用者数
H20	35,799人	24,083人	11,432人	71,314人
H21	34,466人	23,719人	12,955人	71,140人
H22	33,995人	22,970人	12,503人	69,468人
H23	33,861人	22,778人	11,514人	68,153人
H24	29,517人	19,660人	11,384人	60,561人
H25	30,240人	20,718人	12,352人	63,310人
H26	27,622人	18,852人	10,967人	57,441人
H27	26,113人	18,385人	11,212人	55,710人
H28	24,429人	16,950人	10,774人	52,153人
H29	25,557人	17,229人	9,806人	52,592人
H30	24,415人	16,566人	10,160人	51,141人
R元	21,763人	14,917人	10,635人	47,315人
R2	5,591人	5,459人	8,355人	19,405人
R3	9,264人	9,023人	6,358人	24,645人
R4	11,542人	10,843人	9,226人	31,611人
R5	12,824人	11,962人	8,674人	33,460人
R6	13,191人	11,816人	9,777人	34,784人
R7	11,902人	10,852人	9,937人	32,691人

(月別利用者数の推移 (令和7年度))

月	【青少年野外活動センター】			
	宿泊利用者数 (最終日滞在人数を除く)	宿泊最終日利用者数	日帰り利用者数	合計利用者数
4月	1,100人	1,064人	614人	2,778人
5月	1,777人	1,777人	2,136人	5,690人
6月	2,318人	1,987人	571人	4,876人
7月	561人	519人	416人	1,496人
8月	698人	467人	568人	1,733人
9月	998人	989人	546人	2,533人
10月	2,229人	2,067人	3,876人	8,172人
11月	1,216人	1,118人	1,010人	3,344人
12月	153人	153人	5人	311人
1月	394人	394人	18人	806人
2月	263人	122人	82人	467人
3月	195人	195人	95人	485人

(4) 留意事項

ア 業務内容の詳細は「広島市安佐自然体験交流センター指定管理業務仕様書」を参照してください。

イ 指定管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、指定管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は本市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、本市に他の報告書と併せて提出してください。

また、委託先の第三者が広島市競争入札参加資格者指名停止要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合は、本市の承認は行いません。

ウ 避難場所として使用する場合は、市からの指示等も受けながら、適切に対応してください。

(ア) 施設の開錠・施錠

(イ) 施設使用についての指示（使用可能箇所及び使用可能備品等の提示）

(ウ) 各種設備の使用方法等の指導等

(エ) 施設の使用調整（既に使用申請があるものへの対応）

エ 指定期間終了後の引継業務

指定期間が終了するに当たって、新たに指定管理者が指定された場合は、業務内容等を引き継いでください。

4 管理の基準

(1) 休所日

年中無休とする。ただし、都合により臨時に休所することがある。

(2) 開所時間

ア 宿泊室 使用を開始する日の午後3時から使用を終了する日の午後2時まで

イ 研修室1、研修室2、研修室3、食堂、体育室、大広場、広場及び野外炊飯場 午前9時から午後9時まで

ウ キャンプ場

(ア) 宿泊で使用する場合 使用を開始する日の午後3時から使用を終了する日の午前10時まで

(イ) 一時利使用する場合 午前10時から午後3時まで

エ 地域交流室及びプレーパーク 午前9時から午後5時まで

(3) 使用の制限

次のいずれかに該当するときは、自然体験交流センターの使用を許可しません。

ア 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。

イ 自然体験交流センターの施設又は設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。

ウ 使用の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。

エ その他管理運営上支障があるとき。

(4) 入場の制限

次のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができます。

ア 伝染性の病気にかかっていると認められる者。

イ 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者。

ウ 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者。

エ その他管理運営上支障があると認められる者。

(5) 行為の禁止

自然体験交流センターにおいては、次に掲げる行為を禁止します。

ア 施設等を損傷し、又は汚損すること。

イ 秩序若しくは風俗を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

ウ 所定の場所以外の場所若しくは所定の時間以外の時間において飲酒すること、又は所定の場所以外の場所で火気を使用すること。

エ その他管理運営上支障があると認められる行為をすること。

(6) 関係法令等の遵守

地方自治法、消防法、労働基準法、建築基準法、個人情報の保護に関する法律、広島市安佐自然体験交流センター条例、広島市安佐自然体験交流センター条例施行規則、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例、その他関係法令等を遵守してください。

(7) 開所時間の延長の提案

申請者は、利用者へのサービス向上のため必要があれば、開所時間の延長について提案をすることができます。なお、年中無休としているため、定期的な休所日を設けることはできませんが、設備点検等により、臨時に休所することは可能とします。

また、本市において必要があると判断したときは、休所日や開所時間を変更することがあります。

5 指定管理料に関する事項

自然体験交流センターの管理については、地方自治法第244条の2第8項により、利用料金を指定管理者の自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。指定管理者は、利用者が支払う利用料金及び本市が支払う施設運営に要する経費（以下「指定管理料」という。）をもって施設を運営します。

(1) 指定管理料の上限額

入札説明書のとおり。

申請者は、下記①及び②を積算[※]し、必要な指定管理料を提案してください。

※ 指定期間中の賃金水準・物価水準の変動に応じて、指定管理料を変更する「スライド制度」を導入します。

※ 指定期間中に業務範囲や消費税率の変更が生じた場合は、指定管理料を調整するなどの適切な措置を講じます。

積算額	内 訳
①管理運営経費 (支出)	施設の維持管理・運營業務に伴う指定管理者の person 費、管理費（光熱水費、修繕料、保守管理費等）、キャッシュレス決済に係る費用など
②利用料金等収入 (収入)	利用料金、その他指定管理者が管理運営を行うに当たって生じる収入

(2) 前納利用料金

前納利用料金とは、指定管理者が収納した次期指定期間の施設等の使用に係る利用料金のことで、指定期間の最終年度に収納した前納利用料金は新しい指定管理者に引き継ぎます。このため、令和26年度の収支計画書を作成するに当たっては、これを考慮した上で利用料金収入を算定してください。

(3) 指定管理料の支払方法

指定管理料は、原則、前金払とします。なお、指定管理者の申出により、指定管理料を概算払とすることができます。

本市から指定管理者への支払は、原則、毎月払とします。

(4) 利用料金の取扱い

ア 設定

利用料金の額は、本市が条例で定める金額の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て決定することになります。

イ 減免

指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免又は返還することができます。

6 指定の取消し等

本市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 条例、規則等に違反したとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 本市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 広島市安佐自然体験交流センター条例第15条第2項に定める基準に適合しなくなったとき。
- (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 「広島市安佐自然体験交流センター指定管理業務仕様書」別記1「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」に定める暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当（役員が該当する場合を含む。）することが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不適当と本市が判断したとき。

7 参加資格等

(1) 選定基準

申請者は申請に当たり、次に掲げる基準の全てに適合する必要があります。

ア 市民の平等な自然体験交流センターの利用を確保することができること。

イ 事業計画の内容が、自然体験交流センターの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画に沿った自然体験交流センターの管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。

(2) 参加資格

入札説明書のとおり。

8 スケジュール

入札説明書のとおり。

9 提出書類・提出部数

入札説明書のとおり。

10 その他留意事項

- (1) 1団体（1グループ）が、この募集において複数の申請をすることはできません。
- (2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。
- (3) 提出された書類の内容は提出後には変更できません。
- (4) 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
- (5) 申請を辞退するときは、辞退届を提出してください。ただし、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (6) 本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。
- (7) 申請に当たり、申請者が特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、

第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請者が負うこととします。

- (8) 提出書類の著作権は申請者に帰属しますが、本市が候補者の選定の公表等に必要な場合には、本市は提出書類の著作権を無償で使用できるものとします。
- (9) 提出書類は本市の公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。
- (10) 事業計画書には収支計画書の内容を記載しないでください。

11 審査等に関する事項

(1) 審査方法等

入札説明書のとおり。

(2) 審査の対象外

次の事項に該当したときは、審査を行いません。

- ア 入札説明書に記載する書類を提出しないとき。
- イ 審査において不正行為が判明したとき。
- ウ 提出書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- エ 入札説明書に記載する参加資格に該当しないことが判明したとき。

(3) 仮協定・協定の締結等

- ア 本市は、落札者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。その後、市議会の議決を経て、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。
- イ 協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施に係る事項等を定めた「年度協定」で構成されます。
- ウ 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当したときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - (ア) 審査において不正行為が判明したとき。
 - (イ) 提出書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
 - (ウ) 入札説明書に記載する参加資格に該当しないことが判明したとき。
 - (エ) その他業務の履行が不可能、困難又は社会通念上不相当と本市が判断したとき。

(4) 選定結果の公表

後日、選定結果を本市ホームページへの掲載により公表します。

(5) その他

- ア 審議会委員及び本市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には審査の対象外となることがあります。
- イ 市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった（否決された）場合において、候補者に生じた損害、損失等については、本市は責めを負いません。